

WHOパンデミック協定（仮称）に関する政府間作業部会（IGWG）

令和7年(2025年)10月
外務省国際保健戦略官室

1 IGWGの設置

※IGWG: Intergovernmental Working Group

- 2025年4月にWHOパンデミック協定案（本体）の交渉が妥結。同年5月20日、第78回世界保健総会で協定が採択された。
（英文正式名称が「WHO Pandemic Agreement」となったことを受け、日本語では当面「WHOパンデミック協定（仮称）」と表記。）
- 協定第12条に規定する「病原体へのアクセスと利益配分(PABS)システム」の詳細を定める附属書の交渉等を行う主体として、IGWGが設置された。（同総会決議78.1）
- 議長団（ビューロー）は、WHOの6地域から各1名（ブラジル、英、豪、タイ、カタール、エスワティニ）。うち、共同議長は英とブラジル（先進国1、途上国1）、他は副議長。

2 IGWGの主な任務

- （1）（最優先事項）PABSシステムの詳細を定める附属書（以下「PABS附属書」）の作成交渉。第79回世界保健総会に成果物を提出。
- （2）（上記（1）の後）附属書の採択に向けた準備、協定の署名・発効に向けた準備
- （3）（上記（1）（2）の後）協定の締約国会議（COP）（協定第19条）の手續規則案・財務規則案、関連保健製品等のグローバルなサプライチェーン・物流ネットワーク（同第13条）、締約国の報告義務（同第21条）、協定の実施促進のためのメカニズム（同第19条5）、資金調達調整メカニズムの活用方法（同第18条）等について検討 等

3 作業計画

2025年7月	IGWG組織会合
2025年8月～	PABS附属書に関する各国等提案提出（※9月頭までに計17提案）
2025年9月～	IGWG会合においてPABS附属書交渉を開始
2026年5月	第79回世界保健総会（PABS附属書交渉に係る成果報告）
（その後もIGWGは上記2にある他の任務のための作業を継続。）	